

## 第5次北海道L Pガス利用者緊急支援事業支援金交付要領

制定 令和8年1月26日

発行人 一般社団法人北海道L Pガス協会

### (通則)

第1条 第5次北海道L Pガス利用者緊急支援事業支援金（以下「支援金」という。）の交付については、支援金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、L Pガス利用者緊急支援事業費補助金（令和7年4定補正分）交付要綱（令和7年1月26日付け資エネ第1396号。以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義とは、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「協会」とは、第5次北海道L Pガス利用者緊急支援事業を実施する者として、一般社団法人北海道L Pガス協会をいう。
- (2) 「支援事業者」とは、第6条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。
- (3) 「一般消費者等」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けた者からL Pガスを燃料として供給を受け（質量販売を除く。）、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者をいう。いずれも供給地点を道内とする契約を有する者であって、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）で規定される工業用利用者は含まない。
- (4) 「補助金センター」とは、北海道L Pガス協会の指導管理のもと支援金の申請受付・審査補助・通知連絡等の事務局業務全般を行う窓口として、協会とは別に設置する。
- (5) 「第1次支援事業」とは、本事業に先立ち令和5年6月15日に施行された北海道L Pガス利用者緊急支援事業支援金の交付を指す。
- (6) 「第2次支援事業」とは、本事業に先立ち令和6年1月15日に施行された令和5年度第2次北海道L Pガス利用者緊急支援事業支援金の交付を指す。
- (7) 「第3次支援事業」とは、本事業に先立ち令和7年2月25日に施行された第3次北海道L Pガス利用者緊急支援事業支援金の交付を指す。
- (8) 「第4次支援事業」とは、本事業に先立ち令和7年8月18日に施行された第4次北海道L Pガス利用者緊急支援事業支援金の交付を指す。

### (交付の目的)

第3条 本事業は、一般消費者等に請求されるL Pガス料金のうち、令和8年2月分、3月分、4月分又は5月分の使用に対するものとして請求される料金（以下「対象料金」という。）について料金の値引きを行ったL Pガスの販売事業者に対して、その値引き原資等を支援すること

により、L P ガス料金の高止まりの影響を受けている一般消費者等の負担を軽減することを目的とする。

(交付の対象及び支援額)

第4条 協会は、支援事業者が行うL P ガス料金の値引きの取組に対して、要綱に基づき北海道から受けた交付決定額の範囲内でその値引きの原資及び値引き実施のための経費支援として支援金を交付する。

2 値引き原資の支援対象とする一般消費者等は次のとおりとする。

- ① 液化石油ガス法の規定に基づく、生活の用に供して使用している消費者 ※一般用、業務用を含む
- ② ガス事業法の規定に基づく、コミュニティガスの供給を受ける消費者 ※一般用、業務用を含む

※下記の一般消費者等は対象外とする

- ・国又は地方公共団体により管理等が行われている施設
- ・高压ガス保安法の工業用消費者
- ・液化石油ガス法の質量販売消費者

3 支援の対象となる事業内容及び支援金の額は次表のとおりとする。

支援対象	
内 容	支援金の額
値引き原資の支援	北海道が指定する値引き額 上限 2,000 円/契約（消費税抜）による対象料金とし、値引きを消費税等含んで行った場合は値引き額を消費税率で割り戻した額を支援する。なお、各一般消費者等に対し、値引き額及び北海道の補助金を活用して値引きを実施している旨の明示を行うこととする。 ※対象料金のうち、いずれかのひと月の請求に対し値引きを行うことを基本とするが、値引きが上限額に至らない場合は、翌月に値引きを繰り越すことも可能とする。
実施のための経費支援	1 L P ガス販売事業者あたりに交付する同支援金の額は、そのL P ガス販売事業者が料金値引きを実施した契約数に応じて、次のとおりとする (1) 契約数 300 以下の場合、一律 60,000 円 (2) 契約数 301 以上 10,000 以下の場合、値引き数に 20 円を乗じた額に 54,000 円を加えた額 (3) 契約数 10,001 以上の場合、一律 254,000 円

(交付の申請)

第5条 支援事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、様式1（1）又は様式1（2）による支援金交付申請書を協会に提出しなければならない。

2 第4次支援事業を申請した支援事業者は様式1（1）により交付申請を行う。

3 第4次支援事業を申請せず、本事業で初めて交付を受けようとする支援事業者は様式1（2）により交付申請を行う。

- 4 支援事業者は、前項の支援金の交付の申請をするに当たって、当該支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。
- 5 支援事業者による交付の申請は、原則として2月検針日（2月単月、もしくは2月と3月の値引き合計）、3月検針日（3月単月、もしくは3月と4月の値引き合計）、4月検針日（4月単月、もしくは4月と5月の値引き合計）、5月検針日のいずれか1回のみ可能とする。複数回の申請は認めない。
- 6 過去1年以上継続的に偶数月、または奇数月しか検針を行っていない事業者等に限り、2月と4月、3月と5月の値引き等、前項によらない交付申請を例外的に認める。希望する事業者は、交付申請を行う前に補助金センターに状況を報告し、協会の承認を得たうえで交付申請を行うものとする。

#### （交付決定の通知）

第6条 協会は、第5条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式2による支援金交付決定通知書を支援事業者に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

#### （申請の取下げ）

第7条 支援事業者は、支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から2週間以内に協会に書面をもって届け出なければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定はなかったものとみなす。

#### （支援事業の経理等）

第8条 支援事業者は、支援事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 支援事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### （計画変更の承認等）

第9条 支援事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金センターに状況を報告し、協会の承認を得なければならぬ。

- (1) 契約消費者数が増加することにより、支援金交付決定額を大きく上回るおそれがあるとき
  - (2) 交付決定通知書を受領したのちに値引き月の変更があるとき
  - (3) 支援事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき
  - (4) 支援事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき
  - (5) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）
- 2 協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 支援事業者は、第1項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ協会に連絡しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 支援事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事故の報告)

第11条 支援事業者は、支援事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合や支援事業の遂行が困難となった場合等においては、速やかに様式4による事故報告書を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 支援事業者は、支援事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は以下の提出期限までに様式5による実績報告書を協会に提出しなければならない。

実績報告書の提出期限：2月検針日	5月31日（日）
3月検針日	6月30日（火）
4月検針日	7月31日（金）
5月検針日	7月31日（金）

- 2 支援事業者は、値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、顧客コード等、該当する個々の一般消費者等を後日識別可能な一覧表を添付し、実績報告書と同時に提出すること。
- 3 支援事業者は、第1項の証憑として第2項記載の任意の10件の請求書の写し（値引き実績がわかるもの）を同時に提出すること。
- 4 支援事業者は、上記第3項の証憑のほか、さらに協会が指示する請求書の写しを速やかに提出すること。
- 5 支援事業者は、第1項から第4項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後5年間保存しなければならない。

(支援金の額の確定等)

第13条 協会は、前条第1項から第4項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支援事業の実施結果が支援金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援金の額を支援事業者に通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該支援事業に係る金額は支援の対象とならない。

- 2 協会は、支援事業者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、その超える部分の支援金の返還を命ずる。
- 3 協会は、支援事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし支援事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

#### (支援金の支払)

第14条 支援金は前条第1項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合については、概算払をすることができる。

2 支援事業者は、前項ただし書の規定により支援金の支払を受けようとするときは、第5条の規定による交付申請書の提出時に、あわせて様式8による概算払請求書を協会に提出しなければならない。

#### (是正のための措置)

第15条 協会は、支援事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、支援事業者に対し、支援事業に関し報告を求め、又は、支援事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

#### (交付決定の取消し等)

第16条 協会は、第9条第1項第3号の支援事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の報告があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 支援事業者が、規則、要綱及び本要領又は本要領に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 支援事業者が、支援金を支援事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 支援事業者が、支援事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 支援事業者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 支援事業者が、申請内容の虚偽、本支援金を活用して取り組む事業に対する北海道が支援するほかの制度（補助金、委託金等）との重複受給等が判明した場合
  - (6) 支援事業者が、支援事業実施期間の終了までに支援事業を完了しなかった場合
  - (7) 支援事業者が、第12条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
  - (8) 支援事業者が、様式1「誓約事項、同意書に関する確認」事項に違反した場合
- 2 協会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

#### (支援金返還)

第17条 支援事業終了後、北海道は、支援事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、支援事業者はこれに必ず従うものとする。

#### (情報管理及び秘密保持)

第18条 支援事業者は、支援事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、支援事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

- 2 支援事業者は、支援事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。支援事業者又は履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も支援事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は支援事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（支援事業者情報の変更）

第19条 支援事業者は、協会に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに協会に届け出るものとする。

（誓約事項及び同意事項）

第20条 支援事業者は、別記1～3について支援金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

（その他）

第21条 協会は、本要領に定めるもののほか、支援事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

- 2 協会は、支援事業者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月26日から施行し、同日から適用する。
- 2 この要領は、令和8年10月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要領の失効前に交付の決定をなされた支援事業については、この要領の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この要領は北海道と協会が協議し隨時更新することがある。

## 別記 1

### 不正な支援金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、支援金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 当事業所は、協会の求めに応じ、適切な L P ガス料金値引きの実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性があると協会が判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な支援金申請及び受給が発生しないよう、道及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求<sup>\*1</sup>、不適切な行為<sup>\*2</sup>等は行いません。

#### ※ 1 : 不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律第 45 号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとすること。

#### ※ 2 : 不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

以上

## 別記2

### 反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、支援金の交付の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

以上

### 別記3

#### L P ガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、支援事業への応募及び支援金の交付の申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会は、本支援事業の実施に必要な範囲で、L P ガスの販売事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会は、L P ガスの販売事業者が提供する情報を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間保存し、協会の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会及び北海道は、L P ガスの販売事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

以上